入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年７月５日

本州四国連絡高速道路株式会社

鳴門管理センター所長　磯江　　浩

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　36

○本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター公告　令和元年第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鳴門管内橋梁耐震補強工事（その２）

⑶　工事場所　自）兵庫県南あわじ市倭文長田（ＫＰ62.55）

至）兵庫県南あわじ市伊加利（ＫＰ72.23）

⑷　工事内容　本工事は、鳴門管理センター管内陸上部橋梁のうち、掃守高架橋他10橋について、ＲＣ橋脚の巻立て補強（ＲＣ巻立て・繊維巻立て）、落橋防止システム等の設置を行う。

⑸　工事概算数量

橋脚補強工　ＲＣ巻立て　約130脚

繊維巻立て　約30脚

支承補完構造工　約610基

落橋防止構造工　約30基

支承交換工　約10基

横変位拘束構造工　約10支承線

縁端拡幅工　約10支承線

雑工　１式

⑹　工期　契約締結の日の翌日から870日間

⑺　本工事は、入札時に、技術資料作成要領に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物の性能及び機能（品質の安定性）」、「安全対策及び環境保全」に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、予定価格の算定に必要な項目について、入札参加者から見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格の基となる積算価格に反映する、「見積活用方式」の対象工事である。

⑽　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」の試行工事である。

⑾　入札方法　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）に代えることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

また、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成する場合にあっては、構成員のいずれもが、次に揚げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、共同企業体として資格があると認められた者とする。

⑴　次の各号の一に該当しない者であること。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

②　前号に規定する経営事項審査を受けているが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）

③　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

④　本四会社の過去２年以内において次の㈠から㈱までの一に該当したと認められる者

㈠　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

㈢　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈣　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㈥　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

㈦　その他本四会社に著しい損害を与えた者

㈱　㈠から㈦までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

⑤　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑵　本四会社における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格者のうち、「保全土木工事」の認定を受け、希望工事内容に「橋梁補修」がある者又はそれらの者により結成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。この場合において、共同企業体の構成員となった者は、単体企業としては当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格がない。

⑶　本四会社における「保全土木工事」に係る平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観事項について算定した点数（客観点数）が、1,100点以上であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち代表者以外の客観点数は850点以上であること。

⑷　施工実績　平成16年度以降において元請として完成及び引渡しが完了した、次の同種工事の実績を有すること。

施工実績については、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、完成及び引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第５条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために、当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が、本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）及び他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては、65点とみなす。）。共同企業体にあっては、共同企業体を構成する代表者は、ａ）及びｂ）を有し、共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、ａ）を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

同種工事（成績評定があるものについては、65点以上のものとする。）

ａ）橋梁下部工の新設又は橋梁の耐震補強

橋梁の耐震補強とは、コンクリート巻立て、連続繊維シート巻立て、支承補完（変位制限）構造、落橋防止（横変位拘束を含む。）構造又は段差防止構造のいずれかを施工した工事をいう。

ｂ）河川等近接工事　河川等近接工事とは、下記のいずれかを施工した工事をいう。

①　河川構造物又はため池構造物保護のために鋼矢板を打設若しくは土のうによる仮締切等を行った工事

②　河川内又はため池内で工事用道路や作業ヤードを構築した工事

なお、ａ）及びｂ）の施工実績を同一の工事において有する必要はない。